

それは約十年ほど前の連歌を思い出させるものであったろうと私には推測されるのである。

(十一)

最後にまとめをしておこうと思う。

正平七年「何船」は「純正連歌の一般的水準にも遠く及ばぬ稚拙な作品」と奥野氏が評するようなものでは決してなく、文和千句や紫野千句と比較して連衆の式目遵守能力が決定的に劣っているというような点は見あたらない。それは応安新式に比較的近い式目に依據していると思われ、応安新式との相違を言え、句去りの面において文和千句や紫野千句に比べやや規定外れが多いものの、同一句材の回数制限についてはむしろよく規定に適っている。また「かさねてには」の手法が用いられているなど概して同時代の中央連歌壇に対する親近性の感じられる作品である。ただし句末表現については少し古さを感じられ、整理が遅れているが、その遅れは約十年ほどと思われる。

以上、先学の御叱正を願う次第である。

〔注一〕奥野氏は二折裏の十句として「月ならで袖をとふべき友はなし」の句を引用しておられるが、これは第十一句である。第十句は「かへる時にも野こそとをけれ」である。

〔注二〕木藤才蔵氏、日本古典文学大系『連歌論集 俳論集』所収『連理秘抄』頭注。

〔注三〕小西甚一氏、「正平七年の伊勢連歌」(連歌俳諧研究二号)

〔注四〕金子金治郎氏、『菟玖波集の研究』五七五ページ。

〔注五〕岡大國文論稿第三号

(後 記)

。以上の奥野説への批判はあくまで氏の正平七年「何船」に対する考えに対してのみのものであることをおことわりしておく。全般的には氏の『伊勢神宮連歌の研究』は非常な労作であり、このような著作をものにされた奥野氏に敬意を表する次第である。

。テキストとしては、正平七年「何船」は小西甚一氏が〔注三〕の論文中において翻刻されているもの、文和千句は金子金治郎氏「文和千句」(中世文芸二二号)、紫野千句は続群書類従に従ったことをことわるとともに、それぞれお礼を申し上げます。

が、これも文和千句、紫野千句には既に全く見られなくなって
いるものである。(「かな」を発句以外に用いないことは、後
に「新式今案」において式目化される)。

- (iv) みやこにも夜さむかはらぬ関なれば 初オ5
- (v) かならずとちぎりてだにもとはれねば 初ウ9
- (vi) 波よする入江にふねをとどむれば 三オ1
- (vii) のがれつる世には心ものこらぬを 三オ11

(iv)(v)は接続助詞「ば」、(vii)は接続助詞「を」が句末に来て
いる例である。このような句末表現は一三七〇年代に入ると中
央の連歌ではまず見られなくなるものであるが、文和千句には
「を」が一例、紫野千句には「ば」が四例あり、少し排斥の選
れるものである。しかしその割合は百韻一卷について一―二句
という程度であり、正平七年「何船」のように四句もあらわれ
るといふようなことは決してない。以上の点より、この作品の
句末表現の整理が同時代の中央連歌壇の作品よりも遅れている
ことは明らかである。

それでは、その遅れはどれほどであろうか。ここで注意され
るのは二条良基が一三四五年に著した「僻連抄」中に見える次
の記述である。

この字は上の句にてはよし。下の句にては下品他。ての字、
また上の句にてはよし。下の句にては悪し。かやうな事もせ
で、かなふまじき所のあらむには嫌ふべきにあらず。時にし
たがひ、体によるべし。ても、とも、一向これをとどむべ

し。のの字、一句といへども、一切見ざる所也。ばとどむ
るは常の事也。はとはせず。かなは発句ならねども有^レ興て
には也。かやうの事、繁きによりてしるすに及ばず。

問題の「何船」の句末表現をこの記述とつきあわせてみよ
う。これまた実際に確かめてみればすぐわかることだが、既に
接続助詞「て」と、接続助詞乃至格助詞「に」が下の句の末尾
に用いられることはなくなっている。係助詞「は」や、「ても」
「とも」、格助詞「の」が句末に来る例もなくなっている。つ
まり、正平七年「何船」の句末表現の整理は、中央連歌壇にお
ける一三四五年のレベルには既に達していると考えられるので
ある。

所が「僻連抄」の再稿たる一三三九九年の『連理秘抄』におい
ては、右の引用中の「ばとどむるは常の事也。はとはせず。
かなは発句ならねども有^レ興てには也」の部分削除されてい
るのである。何故この削除がなされたか。間違いなく一三四九
年の時点において「ばとどむる」ことが「常の事」ではなく
なっていたからであり、「かなは発句ならねども有^レ興てには
也」とは言えなくなっていたからであろう。つまり、この時点
においては、接続助詞「ば」や発句以外での「かな」の排斥が
始まっていたのである。そして、そのような排斥が正平七年
「何船」に見られるかと言うと、まだ排斥されていないことは
先にあげた(ii)(iii)(iv)(v)の句が示すとおりである。つまり、この
作品の句末表現の整理は、中央連歌壇の一三四五年のレベルに
は達しているものの一三四九年のレベルには達していず、従っ
て正平七年「何船」を同時代の中央連歌壇の作者達が見た時、

神まつるのちにるがきや出ぬらん
内外もおなじいせの宮人

という付け合いのあることである。この付け句は度会神道を背景とする句である点において重視されているものであるが、同類の句は実は同時代の中央連歌壇の作品においても見られる。即ち菟玖波集の巻七に

かゝみふたつの影はくもらす

伊勢にては内外の神とあらはれて

五九五

とあるのがそれである。この付け合いもまた伊勢の内宮と外宮とを同格と考える度会神道を背景とするものである。そして、付け句の作者海部宗信については、詳しい伝記は不明であるものの、救済やその弟子と思われる相阿と交流のあった（つまり当時の中央連歌壇の）人物であったことが明らかにされている。^{△注四}

この二つの付け合いは、もちろん一方が他方の句を知っていて、それを意識して作られたなどというものでは決してないが、少なくとも当時の伊勢の連歌と京連歌の親近性を示唆するという程度は言えると思われる。

（補論）なお、紫野千句にも「神風やいせの内外の春とへは」という救済の句が存在するが、これは特に度会神道を背景にしているとは言えないと思う。

(十)

以上、正平七年「何船」の同時代の中央連歌壇に対する親近性を強調してきたのであるが、しかしかと言ってこの作品が、当時の中央連歌壇の諸作品と一緒にしても一見ただけではほとんど見分けがつかないほどの親近性を持っているかと言えば、そうではない。この作品には、またある程度の古さを感じさせる点も存在している。私は以前『十四世紀中期の長連歌に見える句末表現の整理について』なる一文を発表し、そこにおいて、一三三〇年代後半から六〇年代にかけての約三十五年間に連歌の句末表現が急速に整理されていることを示したことがある。^{△注五} その句末表現の整理が正平七年「何船」ではまだ十分されきっておらず、同時代の中央連歌壇の作者たちの目からすれば、一時代前の連歌を感じさせたであろうと思われる。（蛇足だが当時の中央連歌壇の作品も後の目からすれば句末表現の整理の不十分なものである）。

具体例をあげよう。次のごときものである。

(i) をきならふ人は時をもわすれねど 初オ 7

接続助詞「ど」が句末に来ている例であるが、このような句は文和千句、紫野千句には既に全く見られなくなっているものである。

(ii) 恨にかはるわがこゝろかな 初ウ 10

(iii) 御はしをのぼるつかへ人かな 三ウ 10

詠嘆の終助詞「かな」が発句以外の句末に来ている例である

一々例示することはしないが、文和千句と紫野千句からどの百韻をとり出しても、同一句材の回数制限に関する規定外れの例を私は少なくとも四例以上あげることができる。それに比べれば、問題の「何船」の三例という数は、同一句材の回数制限に関する限り、この作品が極めてよく応安新式に適っていることを示すものである。

(九)

以上で応安新式との相違についての考察を終わることにするが、結論として言えることは、正平七年伊勢連歌「何船」は句去りの面ではやや規定外れが多いが、その他の点はだいたいよく応安新式に適っており、特に同一句材の回数制限に関しては同時代の中央連歌壇の作品よりもかえってよく制限を守っているということである。この「何船」について「如何なる式目に依據してゐたかは不明であるけれど、どうもきちんとした式目を用いてあるとも見えない。たぶん間に合はせ程度の式目で済ませたのであろう」^{△注三}などというような痛烈な評もあるけれど、そうではなく、きちんとした式目を用いたであらうし、その式目は、応安新式にかなり近いものであったらうと私は思われる。これは、金沢称名寺の元弘正慶期の連歌が応安新式とはかなり違った式目に依據して作られたであろうと思われる（この点については、機会があり次第詳しく論じたく思っている）ことなどにつきあわせて考えれば、伊勢の地の連歌の京連歌に對する親近性をうかがわせるものであらう。

他に当時の伊勢連歌と京連歌の親近性を示唆していると思われる点を私は二つほどあげることができる。

一つは正平七年「何船」中に、

月出て今ぞうつなるから衣

三才7

比もこぬとや初かりのこゑ

三才8

という付け合いの存在することである。これは「からごろもこるもこぬ」といういわゆる「かさねてには」の手法であるが、この手法は文和千句や紫野千句において特徴的によく見られるものである。例えば次のごとくである。

まつもたのみの夜こそなかけれ

吹そよく風は稲葉の松の声

第一「何人」初ウ12～13

つら／＼おもへ露の身そかし

くれことにちるやまさきの玉かつら第一「何人」名ウ2～3

いかゝねむ山風寒きたひころも

ころもすきては月ものこらす

第三「何木」名オ1～2

これそこのかれ／＼なりし夜半の月

つきすはなみた露とこそなれ

第五「片何」三才9～10

文和千句から目立つ所を四例あげたが（他にも例は多い）特に三番目の付け合いなどは全く同工と言ってよいものである。

もう一つは正平七年「何船」とほぼ同じ連衆による断簡懐紙中に

(i) わするゝひまもなきむかしかな 二ウ2
 むかしより人のながむる山桜 名ウ1

「昔」は一座二句物であるが二度用いられており規定外れと言わねばならない。

(ii) 恨にかはるわがこゝろかな 初ウ10
 なにを恨て涙をつらん 三ウ11
 我身はしらぬ恨なりけり 名ウ4

一座二句物中に「恨 うらむ 如此云替て二句」とある。規定に外れている。

(iii) このくれ斗やどをとほゞや 二ウ8
 けさこそやどををそく出つれ 三ウ4

「宿」は一座二句物中に「只一、旅一」とあるものであるが、これは二句ともに旅の宿のようである。規定に適っていない。しかし、以上の三例以外はよく応安新式の規定に適っているようである。例えば文和千句の第二「片何」で規定外れの特に基づいた「旅」と「庵」を見てみると、「庵」は一度用いられているだけであるし、「旅」も二句だけであり、その二句は

たび人もうき世なりとやいとふらん 初ウ13
 たびのあはれを人やとふらん 三オ2

というものであり「只一、旅衣など云て一」の規定に正しく適っている。

他に比較的守られ難く思われそうな所をいくつかあげてみると、例えば「老」は一座二句物中に「只一、鳥木などに一」とあるものであるが、

老るこのみはいつまでの夢 初ウ4
 春をゝくるや老木なるらん 名ウ2

と正しく規定に適っている。

また「桜」は一座三句物中に「只一、山桜遅桜など云て一、紅葉一」とあるものであるが、

まほるさくらぞちりかゝりける 二オ4
 むかしより人のながむる山桜 名ウ1

とこれまた細部まで正しく規定に適っている。

もう一例をあげれば、「物を」は一座二句物中に「置所お替て二句」とあるものが、

つれなきは涙もしらでうき物を 初ウ3
 よどまぬ物を宮川の波 二ウ6

とこれまた正しく規定に適っているのである。他は推して知るべきであろう。

(iii) おもひもすてぬ秋のゆふくれ
これもみやこそ恋のゆふくれ

初ウ6
二ウ6

「雨」「夕暮」は共に一座一句物であるが、それぞれ二度用いられている。

(iv) おほる夜は人のいにしへ

二オ2

月やかすみをもちあかすらん
霞てはいく有明もしらぬよに

名オ2
名ウ1

二折表の第二句は間違はなく「おほる月夜は人のいにしへ」とあるべきものである。「春月」は一座二句物中に「只一、有明一」とあるものである。しかるにここでは春の月の句が三句存在する。

(v) 庵ふりて人のあとこそしられけれ

初ウ3

梅か香にこのいほりまでたつねきて
人かへるいほりは峯の木陰にて

二オ1
二ウ1

風に立庵の煙すゑはなし

三オ7

山かけのいほりをうつむ雪の下
いほのほとりは山のかたそき

名オ9
名ウ6

「庵」は一座二句物中に「庵一、いほり一」とあるものであるが、ここでは「いほ」が三度、「いほり」が三度、計六度用いられている。甚しい規定外れと言うべきである。

(vi) 故郷の名残や身にしのこるらん

このよちは又ふるさとの春

三ウ11
名オ14

「故郷」は一座二句物中に「只一、名所一」とあるものであるが、これは二句ともに只の故郷であり規定に適用していない。

(vii) 袖ぬらす露は涙の名残にて

初ウ7

故郷の名残や身にしのこるらん

三ウ11

「名残」は一座二句物中に「只一、花などに一」とあるものであるが、これは二句ともに只の名残であり規定に適用していない。

(viii) したてらす山のもみちの陰ながら

二オ7

木すゑより下葉はなを紅葉して

三オ13

「紅葉」は一座三句物であるが、「只一、梅桜に一、草紅葉一」でなければならぬ。しかるにここでは只の紅葉が二句であり規定に適用していない。

以上の八例は私が見つけ、規定外れと断定できると考えられるものに限つてのものである。これは応安新式の記述をどううけとるかによつてもう一、二例ふえる可能性がある。

さて、それに比べて問題の「何船」はどうであろうか。私が見つけた限りにおいてであるが、規定外れは比較的少なく次の三例のみなのである。

三句以上を隔つべき聳物同士が、わずか一句を隔てるのみであらわれている。

応安新式中の句去りの規定は「可嫌打越物」「可隔三句物」「可隔五句物」「可隔七句物」の四種に分けられているが、「可嫌打越物」を無視しても右のごとき多くの違反例が存在している。この事実から考えると、応安新式中の句去りの規定は当時厳密に守られるべく求められていたとは私には考えにくい。もしそうであるならば、奥野氏が⑤⑧で指摘するような違反例が存在するからと言って、問題の「何船」を「純正連歌」の一般的水準にも遠く及ばぬ稚拙な作品などと断定できないことはもちろんである。

(補論) ただし、例としてとりあげた第五「片何」は、文和千句中、私の見る所もっとも句去りの規定外れの数の多いものであり、全体的には、もう少し少なめである。それに対して「何船」における規定外れの数はと言うと、具体的に数をあげたいが旅の句、恋の句、述懐の句などの認定に議論の余地が多く、それは断念せざるを得ない。しかし、概して文和千句や紫野千句の平均よりは少し多めである。また「何船」とほぼ同じ連衆による所の初折が失われているもう一つの百韻では、句去りに関する規定外れの数は更にやや多めである。

(八)

以上、奥野氏の指摘する①⑧について遂一的に再考察を試みたわけであるが、応安新式に対する違反という観点から見る限り、文和千句や紫野千句に比べて問題の「何船」を「純正連歌」の一般的水準にも遠く及ばぬ稚拙な作品」とまで低く評価せ

ねばならないような欠点は存在しないようである。強いて言えれば、前節末の補論で述べたように句去りに関して規定外れの数が少し多めなのがやや難点とされねばならないかもしれない。しかし、句去りに関しては規定外れが多くても、反面同一句材の回数制限についての規定に関しては、問題の「何船」は文和千句や紫野千句に比べて、むしろよく応安新式に適しているということを指摘しておこう。これは、句去りに関してやや規定外れが多めであるというマイナスをうめあわせするものである。

例として文和千句の第二「手何」をとりあげよう。これにおける同一句材の回数制限に関する規定外れは次のごときである。

(i) 秋にこそさはれきつれ旅の道	初オ 5
我とても旅のつかれに身はやせて	二ウ 5
たひのあそひは舟にてもあり	二ウ 14
なみたみちたる旅のころもて	三ウ 10
あまた旅ねの夜こそかさなれ	名オ 4
ほととぎすきす旅をゆかはや	名オ 12

「旅」は一座二句物中に「只一、旅衣なと云て一」とあるものである。しかるにここでは六度も用いられている。極めて甚しい規定外れと言わねばならない。

(ii) あかねさす日影は雨のくもまにて	初オ 3
雨ふり出る山のむら雲	二オ 14

るであろう。

さてそれでは、文和千句や紫野千句において応安新式中の句去りの規定ほどの程度守られているであろうか。実はかなり多数の違反例が存しているのである。例として文和千句の第五「片何」をとりあげよう。これからは次のような例をあげるこ
とができる。

(i) いほりの松は風の音つれ 二オ10

松原のあなたの煙末きえて 二ウ3

「松」と「松」とは七句以上を隔てねばならないが、この場合六句しか隔っていない。

(ii) 秋の花なき草そしけれ 初オ2

かり田のいほりもる人もなし 初オ6

(iii) かり田のいほりもる人もなし 初オ6

山深きかすみかくれの柴庵 初ウ3

(iv) 心なれ月のよそなる村時雨 二オ7

都にわれそ心ひかるゝ 二オ12

(v) 十ゝいくつ我おやの年 二ウ6

つかへては家を立たる我そかし 二ウ9

(vi) 月にはならふかけなかりけり 二ウ14

程もなく春さり秋も暮ぬるに 三オ5

(vii) たゝ一とせのけふにこそなれ 三オ6

つきすはなみた露とこそなれ 三オ10

(viii) のるふねはやしをくる川かせ 二オ14

南すゝしき松かせそふく 三ウ4

(ix) 神いかに北野の春をおもふらん 名オ1

あかつきと思なれたる鳥なきて 名オ5

(x) 深きよもかへるを人のとかとして 名オ11

此たひは山より里にかへりきて 名ウ1

(xi) とかむる犬に里をしらるゝ 名オ12

此たひは山より里にかへりきて 名ウ1

全て同字五句去りの規定に対する違反例であるが、(ii)(iii)(iv)(v)は四句、(vii)(ix)(x)は三句、(v)と(xi)に至ってはわずかに二句を隔てるのみで同じ字で書くべき語が用いられている。また、(iii)と(xi)は同時に居所の五句去りの規定に対する違反例にもなるものである。

(xii) 山深きかすみかくれの柴庵 初ウ3

日の出ぬ朝のほと雲寒て 初ウ5

という記述があり、これによって古い時代では、たとえ一句が述懐の意味になっても、昔以下の語がなければ述懐の句としては取り扱われてこなかったことが知れる。「見し人」の句はこれに相当するのではあるまいか。

また、一步譲って、たとえ「見し人」の句が恋の句であり、ここに恋の句が六句連続する違例が見られるのだとしても、それだけでは決してこの「何船」を「純正連歌の一般的水準にも遠く及ばぬ稚拙な作品」だとは言えないことを指摘しておこう。何故なら、文和千句や紫野千句中にも、連続五句以内と応安新式に規定されている（春、秋、恋の三種）句の六句以上連続している例がまま見られるからである。例えば次のごときものである。

このあさまたき月そのこれる
 長夜のなをあまりある涙にて
 袖のほかなる露の手まくら
 身にしりぬ人のねさめも秋やうき
 野になく鹿は山までのこゑ
 木すゑより下葉はなを紅葉して

文和千句第二「手何」の三折表の第八句から第十三句まで六句秋の句が連続している例である。

木陰行花には駒もいそかぬに
 山にむかへは永日もなし
 捨身の命を春にのこされて

なくやきゝすのかりの世の中
 在明の月も霞をのかれぬに
 佛かくれし跡のとこやみ

紫野千句第一「何路」の三折表の第一句から第六句まで六句春の句が連続している。

(七)

最後に(4)であるが、奥野氏の指摘する⑤⑧はいずれも句去りの規定に対する違反である。これらの規定は間違いなく本来の応安新式に存在するものであり、それに対する違反例があることは確かにこの「何船」のきずとされねばなるまい。しかし、かと言ってこの事実を指摘するのみでそのままストリートにこの百韻の連衆の式目遵守能力を極めて劣ったものと断ずることができると言うのと、決してそうではない。何となれば、それらの規定がその当時の程度厳密に遵守されるべく要求されていたかを確かめておく必要があるからである。そして、もし同時代の作品、つまり文和千句や紫野千句などにおいてはよく守られているのならば、それらの規定は当時かなり厳密に守られるべく求められていたことになり、それらに対して違反が存在するということは、かなり致命的な欠陥と断定することができよう。しかし、もし文和千句や紫野千句にも句去りの規定に対する違反例がかなり存在しているのだとしたら、それらの規定は当時そう厳密には守られるべく求められていなかったことになり、問題の「何船」に対してそれらの規定を厳密に守るべく求めるのは、ないものねだりの無理な注文と言うことにな

くれことにちるやまさきの玉かつら 名ウ3
冬かけてこそ風はさむけれ 名ウ4

いずれも春または秋の句が中央の二句のみ連続するだけで、その前後の句は雑または他季の句であることが確かめられよう。

(六)

次は(3)であるが、これはまず奥野氏の指摘する部分をあげよう。

老るこのみはいつまでの夢
をく露やふるき枕にきえぬらん
ねやのいたまぞ月ひとりもる
見し人もおぼえぬ程にいほあれて
身のうき事ぞおもひしらるゝ
かならずとちぎりてだにもとはれねば
恨にかはるわがこゝろかな
まてといふことのはもなきふみを見て
このをとづれば涙なりけり

初折裏の第四、十二句であるが、問題となるのは第七句である。奥野氏はこの句を恋の句とされる。従ってそれ以下第十二句まで恋の句が六句連続するという結果となるのである。しかし、私はこの句を恋の句とする必要はないと考える。奥野氏がこの句を恋の句とされるのは、多分「見し人」を「昔、情を交

した人」という意味に解するからである。しかし、もっと単純に「この庵をかって見た人も、これがその庵だと思ひ出せないほどにあらはれて」と解釈して、どうしていけないのであろうか。

右の論は、だがしかし、所詮人それぞれの受け取り方によるものかも知れない。そこでもう少し客観的な論の根拠となるものをあげよう。二条良基の『僻連抄』の式目部分の「可分別事」としてあげる条々の中に、次のような記述がある。

一、式恋にも、雑にも分き難からむは、以前の句に准へて用ふべし。他准之。

これは「恋なのか雑なのか判別のつかないような句は、その前の句に准じて扱うのがよい」ということである。これによって、たとえ奥野氏のごとくこの句を恋の句とする余地があったとしても、恋の句としては扱われなかったであろうと私には考えられるのである。ただしこの句を私のように解釈すると、この句は一句として述懐の意味になり、述懐と述懐とは五句以上を隔てねばならないのに、第四句「老るこのみはいつまでの夢」は明らかに述懐の句であるから、それとはわずか二句しか隔たっていないことになるのではないかという疑問が生じるかも知れない。しかし「近代用捨」に、

称述懐詞事。昔。古。老。生。死。世。親子。苔衣。
墨染袖。隱家。捨身。憂身。命等之類也。凡雖
為述懐之意。不露顯詞者。述懐不用来也。

春をくくるや老木なるらん
有明の月の霞むもかたぶきて
我身はしらぬ恨なりけり

例示した二句目、切断されて(または継目に貼りこまれて)欠けた句が花の句ではなかったかと思ふのである。根拠はその次の句に桜の語があること、またそう考えて特に重大な差合は生じないと思われること、この二点である。「花」に「桜」、または「桜」に「花」と付けられることが多いこと、これはまた実際に作品を調査してみればすぐにわかることである。例えば、問題の「何船」とほぼ同時代の中央連歌壇の作品である文和千句と紫野千句について調べてみると、文和千句の現存五巻中に「桜」の語は三例あるがそのうち一例は「花の句」に付けられたものであり、また紫野千句の六例の「桜」のうち三例が「花の句」に付けられたものである。以上はやや大胆すぎる推論かもしれないが、もしそうだと問題は更に少なくなるであろう。

次に④であるが、奥野氏が論拠として引くのは次の記述である。

句数 春 秋 恋 已上五句春秋の句不至三句者不用之恋句
只一句にて止事無念云々

しかし、これも「春秋の句不至三句者」以下は「近代用捨」によってつけ加えられた部分であって長谷寺藏「連譚新式事」

によればここに相等する部分には単に、

句数事 春 秋 恋 已上五句

としない。つまり、古くは春の句秋の句を二句で捨てることであっても、それは式目違反ではなかったのである。従ってそのような例を文和千句、紫野千句から挙げることは困難なことではない。例えば文和千句の第一百韻からだけでも、次の四例があげられる。

古郷は見しにもあらず成ぬるに 二オ 7
わかれのこりてなを秋のくれ 二オ 8
露よりもけには命のきえぬほと 二オ 9
契たのむはおなしよのうち 二オ 10
あけぬるか夜のさかひの鐘の音 二オ 13
門はやなきのおくの古寺 二オ 14
これをこそひらくとおもへ法のはな 二ウ 1
行人のしろきまゆの毛 二ウ 2

わかこゝるたにかくれ家そかし 三ウ 12
かり人のいる野の雉子音を鳴て 三ウ 13
草やくけむり風にこそふせ 三ウ 14
雪おれの松とや枝にみえつらん 名オ 1
いまこむの妹をわするなかへる鴈 名ウ 1
つら／＼おもへ露の身そかし 名ウ 2

二七三ページの注(5)において『産衣』からの記述を引用するのみである。

百韻一卷中の月の句の数は各面一句の計八句(ただし名残裏にはなくともよい)でなければならぬことは、連歌の基本としてよく言われることである。しかしこの規定ができたのは、実は決してそう古いことではなく、私の調査した所では、月の句が各面一句ずつ配されるようになるのは宗祇没後約五、六十年たったころからである。従ってそれ以前の作品について月の句が各面に一句ずつではないからと言って、その作品を「純正連歌の一般的水準にも遠く及ばぬ稚拙な作品」と断定できないことはもちろんである。何でもよい、天文期以前の百韻をいくつか集めて実際に月の句の配置を調べてみればよい。そうすれば私の言うことの正しさがすぐに納得されるはずである。奥野氏の指摘する所の②が、問題の「何船」を評するに当を得ないものであることは、以上より明らかであろう。

(五)

次に(2)である。まずそのうちの①の方からであるが、奥野氏はその論拠としてあげているのは『連歌新式追加並新式今案等』の次の記述である。

一座三句物(中略)花可替懐紙似物之花は此外なるへし近年為
四句之物余花あるへし其内花紅葉と云ても花四の内也花
ある面に桜嫌之心の花似物花同前又花可為三句之由有其
沙汰然而可謂無念乎所詮四句三句共以不可有子細歟云々

所が、応安新式の伝本中、最も古い形を残している長谷寺蔵『連歌新式事』によれば、右の記述に相当する部分には、

一座三句物(中略)花三 懐紙を可替似物花此外一

とあるのみである。つまり本来の応安新式において「花」は一座三句物だったのである。しかしそれでもこの百韻の花の句の数が二句というのはいり少なすぎるといふ論がおこるかも知れない。だがそうではない。何故なら、一座三句物であるといふことはその句材を一巻中に三句まで許容するということであり、決して三句なければならぬということではないからである。事実、例えば宗祇が一座した千句七種(熊野、河越、美濃、美濃十花、三島、葉守、永原)において、花の句を二句しかもたない巻は、計七十巻中十二巻存在する。従って問題の「何船」に花の句が二句しか存在しないといふことは「式目上重要な諸側面において……指摘しうる「応安新式」に対する違例」などではないのである。

(補論)なお、右の論は「何船」には花の句が二句しかないといふことを前提条件として述べてきたものであるが、私にはこの百韻にはもう一句の花の句があった可能性が強いように思われる。それは名残の表の最後の句である。その部分を次にあげよう。

てらくくのちかき□□しぐれけり

□□□□□□□□□□□□□□□□

むかしより人のながむる山桜

- ⑤旅の句は五句以上隔てねばならないのに二折裏の第十句と三折表の第一句とは四句を隔つのみであること。^{（注）}
- ⑥降物は三句以上隔てねばならないのに四折表の第十句と第十三句とは二句を隔つのみであること。
- ⑦同字は五句以上隔てねばならないのに初折裏の第四句の「み」と第八句の「身」とが四句（勢田注、三句の誤りであろう）を隔つのみであること。
- ⑧同様に名残裏第一句「人」と第五句「人」とも三句を隔つのみであること。

(三)

奥野氏の論は以上のごとくである。要するに氏がこの百韻を極めて低く評されるのは、この百韻が右の①～⑧の点で応安新式の規定に違反しており、連衆は極めて不十分な式目運営能力しか持ちあわせていなかったらしいこと、この一事に尽きるのである。

もし、氏が例示する所の①～⑧がこの百韻の連衆の式目運営能力を極めて低く評価するのに妥当なものであるならば全く問題はない。しかし、私には次の(1)～(4)において大いに問題があると思われるのである。

- (1)②は「応安新式」に対する違例と言いながら、実は応安新式には存在しない規定を根拠にしていること。

(2)氏が「応安新式」の本文として用いているのは『連歌新式追加並新式今案等』であるが、これは次の(a)～(d)の部分から成っている。

- (a) 応安五年に二条良基が制定したいわゆる『応安新式』の本来の部分。
- (b) それ以後、良基の生存中に追加されたいわゆる「追加」と「又追加」の部分。
- (c) 享徳元年に一条兼良が付加したいわゆる「新式今案」の部分。
- (d) 元龜元年に肖柏が改訂増補したいわゆる「近代用捨」の部分。

このうち、この百韻を評するのに適当なのは当然(a)のみ、あるいはせいぜい(b)までの部分であり、(c)(d)は時代が下りすぎる。しかるに①～④は、(a)でも(b)でも、さらに(c)でもなく、(d)の部分に属する規定を根拠にしていること。

- (3)③は恋の句の認定に問題があること。
- (4)⑤～⑧は、それぞれ確かに本来の応安新式にある規定に対する違反であるが、それらが、当時の程度に遵守せねばならないものと意識されていたかということについての考察がなされていないこと。

(四)

それでは(1)～(4)について一つづつ論証してゆこう。まず(1)についてであるが、これは実際に応安新式を読んでみさえすれば、月の句は七句以上を隔てねばならないとあるだけであって、一つの面に二句あってはならないとか各面には必ず月の句を一句詠まねばならないとかいうことはどこにも記されていないことがすぐ明らかになる。奥野氏自身そのような記述を応安新式中に発見できなかったからであろう、②の点を証するに、

正平七年伊勢連歌「何船」の再検討

——応安新式に対する違反の程度について、
 同時代の中央連歌壇の諸作品と比較するこ
 とにより奥野説を駁す——

勢 田 勝 郭

(昭和五十四年五月一日)

(一)

本論文は正平七年六月二十一日に多分伊勢の神官たちを主要メンバーとして興行されたと推定される百韻「何船」を再検討することを目的とするものである。この作品について、最近『伊勢神官連歌の研究』と題する労作をものされた奥野純一氏は、同書の二六五ページにおいて「純正連歌の一般的水準にも遠く及ばぬ稚拙な作品と断すべき」であるとしておられる。まことに手きびしい評と言わねばならない。しかし、私は奥野氏の評に従うことができない。結論から先に言ってしまうことになるが、私の見る所この百韻はなるほどある程度の古さを感じさせるものの、それは決して「純正連歌の一般的水準にも遠く及ばぬ稚拙な作品と断」ぜられるほどのものではなく、十分当時の一般的水準には達していると思われるのである。

(二)

まず奥野氏の論を要約することから始めよう。氏はまず「作品における式目遵守の程度を明らかにすることは、作品の芸術性についての初歩的な批評を可能にする」と述べられ、次いでこの百韻を応安新式の諸規定にそって検討を加えられた上で、この百韻には「表現性との関連からみて式目上重要な諸側面において何箇所にもわたって」、「応安新式」に対する違例が存在しており、「それはこの一巻が作品構成の面において、かなり致命的な破綻を有するものであって、純正連歌の一般的水準にも遠く及ばぬ、稚拙な作品と断すべき根拠となるものである」と結論づけておられる。それではこの作品において「式目上重要な諸側面において、何箇所にもわたって指摘しうる「応安新式」に対する違例」とはどのようなものであるか。氏が例示する所を整理すれば次の①～⑧のごとくとなる。

- ①花の句は各折一句づつ計四句なければならぬのに二句しかないこと。
- ②月の句は各面一句づつ計八句(名残裏にない場合は七句)であるべきなのに、二折表には二句付け出され計九句と多すぎる。
- ③恋の句の連続は五句以内と定められているのに、初折裏の第八句から第十三句まで六句連続していること。
- ④春の句、秋の句はそれぞれ三句以上連続させねばならないのに初折裏の第六・七句、二折裏の第一・二句、二折表の第四・五句と、二句で捨てられている場合が三例あること。